

子どもの権利に関する条例の項目立て比較表

自治体名	案	1	2	3	4
	町田市	日野市	西東京市	札幌市	奈良市
条例の名称	町田市 (仮称) 子どもに やさしいまち条例	日野市 子ども条例	西東京市 子ども条例	札幌市 子どもの最善の 利益を実現する ための権利条例	奈良市 子どもにやさしい まちづくり条例
施行日	2023年度	2008. 7. 1	2018. 10. 1	2009. 4. 1 最新改正：2020. 4. 1	2015. 4. 1
各自治体の条例項目					
—	前文	前文	前文	前文	前文
第1章	総則	総則	総則	総則	総則
第2章	子どもの権利	子どもの権利	子どもの生活の場における支援と 支援者への支援	子どもの権利の普及	子どもの大切な権利
第3章	子どもの権利の保障	相談・救済	子ども施策と子ども にやさしいまちづく りの推進	子どもにとって 大切な権利	大人等の役割
第4章	子どもに やさしいまち	施策の推進	子どもの相談・救済	生活の場における 権利の保障	子どもにやさしい まちづくりの推進
第1節				家庭における 権利の保障	
第2節				育ち学ぶ施設に おける権利の保障	
第3節				地域における 権利の保障	
第4節				参加・意見表明の 機会の保障	
第5節				子どものそれぞれの 状況に応じた 権利の保障	
第6節				子どもの育ちや 成長にかかわる 大人への支援	
第5章	条例の運用	日野市子ども条例 委員会	子ども施策の 推進と検証	子どもの権利の 侵害からの救済	施策の推進
第6章		雑則	雑則	施策の推進	
第7章				子どもの権利の 保障の検証	
第8章				雑則	
備考	全16条で構成予定。	全23条で構成。	全27条で構成。	全49条で構成。	全21条で構成。

【案】町田市（仮称）子どもにやさしいまち条例（施行日：2023年度）

—	前文							
第1章	総則	第1条 目的	第2条 定義					
第2章	子どもの権利	第3条 生きる権利	第4条 育つ権利	第5条 守られる権利	第6条 参加する権利			
第3章	子どもの権利の保障	第7条 家庭における 権利の保障	第8条 施設における 権利の保障	第9条 地域における 権利の保障	第10条 権利の侵害からの救済			
第4章	子どもにやさしいまち	第11条 意見表明・参加	第12条 子どもへの情報発信	第13条 子どもの居場所	第14条 子どもの権利の普及			
第5章	条例の運用	第15条 施策の推進	第16条 評価					

【1】日野市子ども条例（施行日：2008年7月1日）

—	前文							
第1章	総則	第1条	第2条	第3条	第4条	第5条	第6条	第7条
		目的	定義	基本理念	市の責務	おとなの責務	親又は親に代わる保護者の責務	関係者の責務
		第8条	第9条	第10条				
		子どもの責務	支援・連携	日野市子ども条例の日				
第2章	子どもの権利	第11条	第12条	第13条	第14条	第15条		
		子どもの権利	生きる権利	育つ権利	守り守られる権利	参加する権利		
第3章	相談・救済	第16条						
		相談・救済						
第4章	施策の推進	第17条	第18条	第19条				
		基本施策	推進計画	推進体制				
第5章	日野市子ども条例委員会	第20条	第21条	第22条				
		日野市子ども条例委員会	委員会の職務	提言、公表				
第6章	雑則	第23条						
		委任						

【2】西東京市子ども条例（施行日：2018年10月1日）

—	前文							
第1章	総則	第1条 目的	第2条 言葉の意味	第3条 市等の役割	第4条 連携			
第2章	子どもの生活の場における支援と支援者への支援	第5条 保護者と家庭への支援	第6条 育ち学ぶ施設とその職員への支援	第7条 地域と市民への支援				
第3章	子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進	第8条 虐待の防止	第9条 いじめその他の権利侵害への対応	第10条 子どもの貧困の防止	第11条 健康と環境	第12条 子どもの居場所	第13条 子どもの意見表明や参加	第14条 子どもの権利の普及
第4章	子どもの相談・救済	第15条 子どもの権利擁護委員の設置	第16条 定数と委嘱の基準	第17条 任期	第18条 相談・調査に関する専門員の設置	第19条 擁護委員の職務	第20条 要請や意見表明の尊重	第21条 擁護委員の独立性の確保と活動への協力
		第22条 見守り等の支援	第23条 活動の報告と公表					
第5章	子ども施策の推進と検証	第24条 推進計画	第25条 推進体制	第26条 検証				
第6章	雑則	第27条 委任						

【3】札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（施行日：2009年4月1日 最新改正：2020年4月1日）

—	前文							
第1章	総則	第1条 目的	第2条 定義	第3条 責務				
第2章	子どもの権利の普及	第4条 広報及び普及	第5条 子どもの権利の日	第6条 学習等への支援				
第3章	子どもにとって大切な権利	第7条 子どもにとって大切な権利	第8条 安心して生きる権利	第9条 自分らしく生きる権利	第10条 豊かに育つ権利	第11条 参加する権利		
第4章	生活の場における権利の保障							
第1節	家庭における権利の保障	第12条 保護者の役割	第13条 虐待及び体罰の禁止等					
第2節	育ち学ぶ施設における権利の保障	第14条 施設関係者の役割	第15条 開かれた施設づくり	第16条 いじめの防止	第17条 虐待及び体罰の禁止等	第18条 関係機関等との連携と研修	第19条 事情等を聴く機会の設定	
第3節	地域における権利の保障	第20条 地域における市民及び事業者の役割	第21条 地域における子どもの居場所	第22条 地域における自然環境の保全	第23条 安全で安心な地域			
第4節	参加・意見表明の機会の保障	第24条 子どもの参加等の促進	第25条 市の施設に関する子どもの意見	第26条 審議会等への子どもの参加	第27条 子どもの視点に立った情報発信等			
第5節	子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障	第28条 お互いの違いを認め尊重する社会の形成						
第6節	子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援	第29条 保護者への支援	第30条 育ち学ぶ施設の職員への支援	第31条 市民の地域での活動の支援				
第5章	子どもの権利の侵害からの救済	第32条 相談及び救済	第33条 救済委員の設置及び職務	第34条 救済委員の責務等	第35条 救済委員の定数、任期等	第36条 相談及び救済の申立て	第37条 調査及び調整	第38条 調査の対象外
		第39条 勧告等の実施	第40条 是正等の要請	第41条 報告及び公表	第42条 活動状況の報告	第43条 調査員及び相談員	第44条 規則への委任	
第6章	施策の推進	第45条 施策の推進	第46条 推進計画					
第7章	子どもの権利の保障の検証	第47条 権利委員会の設置等	第48条 答申等及び市の措置					
第8章	雑則	第49条 委任						

【4】奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（施行日：2015年4月1日）

—	前文							
第1章	総則	第1条 目的	第2条 基本理念	第3条 定義				
第2章	子どもの大切な権利	第4条 子どもにとって大切な権利の保障と 他者の権利の尊重						
第3章	大人等の役割	第5条 共通の役割	第6条 市の役割	第7条 保護者の役割	第8条 地域住民の役割	第9条 子どもが育ち・学ぶ 施設の関係者の役割	第10条 事業者の役割	
第4章	子どもにやさしい まちづくりの推進	第11条 子どもの意見表明及び 参加の促進	第12条 子ども会議	第13条 子育て家庭への支援	第14条 困難を有する子どもと その家庭に対する支援	第15条 子どもへの虐待等に 対する取組	第16条 有害・危険な環境から の保護	第17条 子どもの居場所 ・遊び場づくり
		第18条 相談体制						
第5章	施策の推進	第19条 計画及び検証	第20条 体制整備	第21条 広報及び啓発				